



Skills in Demand Visa (subclass 482)

目的: 雇用主が海外から労働者を任命した役職(ポジション)の為に雇い、オーストラリアにて一時的に就労する目的のビザとなります。雇用主は同じスポンサーシップの元でいくつかの異なるポジションを任命することができます。

期間: 最長4年間まで雇用主のスポンサーにより就労が可能となります。

手順: 次の3つのステップになります。

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| 1. Sponsorship (スポンサーシップ) | 雇用主となる企業(法人)の経営計画や現状の審査 |
| 2. Nomination (ノミネーション) | 任命される役職(ポジション)の審査 |
| 3. Visa Application (ビザ) | 就労者となる方の職務経験や人物審査・同行扶養家族の審査 |

審査期間: 移民省サイトにて公表

申請方法: **A. Business In Australia (BIA)**

オーストラリアにすでに会社登記があり、オーストラリア国内において過去の実績があるケース

B. Business Outside of Australia (BOA)

- 1) オーストラリアにまだ会社登記が存在せず、または登記のみで実質事業が開始されておらず、海外(日本)における実績をベースにオーストラリアにおけるビジネスをこれから進出することを検討。(企業規模関係なく、企業初進出のケースなど)
- 2) オーストラリア国外法人とオーストラリア企業との契約義務遂行のために、現地で勤務が必要な場合

審査手順

1) スポンサー審査(企業(法人)) ー 雇用主 有効期限:5年間

雇用主となる企業(法人)の経営計画や現状の審査

* 要件を満たす場合は、認定スポンサー(accredited Sponsor)を申請可能

2) ノミネーション審査(ポジション) ー 役職 有効期限:1年間

任命される役職(ポジション)の審査

3) 就労者となる方の審査(ビザ) ー 職務経歴 有効期限:最長4年間

就労者となる方の職務経験や人物審査・同行扶養家族の審査

<スポンサーの義務 Sponsorship Obligation>

就労ビザは就労者より、雇用主に責務が課せられているビザとなり、「[スポンサーの義務](#)」の内容を果たす必要があります。申請前に、この内容について熟読の上、申請者の支援を行います。

スポンサーが支払うべき費用

移民法にて、厳格に規定しており、スポンサーは以下の費用を支払う義務があります

- ・スポンサーシップ取得に関する費用（申請料金＋代行の場合はエージェント費用）
- ・ノミネーション取得に関する費用（申請料金＋代行の場合はエージェント費用）
- ・ノミネーション時にかかる研修ファンド費用

<研修ファンドの支払いについて Skilling Australians Fund>

2018年8月より、就労ビザのノミネーション申請時に、オーストラリア国籍および永住者が利用する[研修ファンド\(SAF\)](#)の支払い義務が開始されました。ノミネーション申請料金＋研修ファンドへの支払いを一括で支払う必要があります。寄付として、①ノミネーション申請時の赴任期間に準じる年数 ②スポンサー企業の売上高に準じて、研修ファンドへの支払額が決定します。

=具体例=

- ① Corporate General Manager として 4 年間派遣
- ② スポンサー企業売上高は 1000 万ドル以上

年間売上高	年間費用
1000 万ドル以上	1800 ドル
1000 万ドル以下	1200 ドル

1800 ドル×4 年 = 7200 ドル を一括で研修ファンド寄付として「ノミネーション申請時に」 支払い必要

<ノミネーション と ビザ>

1. Specialist Skills Stream

- ANZSCO 職業コードの主要グループ 1,2,4,5,6 に記載されている職業に従事し、給与が専門技能所得基準 (Specialist Skills Income Threshold-SSIT) を満たす場合(現在は AUD141,210)
- 過去5年のうち最低1年以上関連した職務経験が必要
- 英語力(状況により免除)

2. Core Skills Visa

- [Core Skills Occupation list \(CSOL\)](#)にある職業に従事する場合
- 給与は CSIT (Core Skills Income Threshold) AUD76,515 以上
- 過去5年のうち最低1年以上関連した職務経験が必要
- 英語力(状況により免除)

< 就労者の義務 >

ビザが発行された際に、申請者に対して3つの条件が課せられます。

ビザ条件 (8607)

主に以下の条件があります

- 指定された雇用主でノミネートされたポジションで就労する必要があります。
- 雇用主を変更したい場合は、新しい雇用主が事前に指名承認を受ける必要があります。
その承認が下りるまで、新しい雇用主のために働くことはできません。
- スポンサー企業との雇用関係が終了した場合、以下の期間に限り、就労を中断するか、上記の条件以外で就労することができます：

- 1回の期間につき最大 180 日間
- ビザが発給された期間全体で合計最大 365 日間
- 次の場合には、他のビジネスのために働くことが認められます：
 - 大臣が文書で指定した職業である場合
 - 雇用契約が終了する過程で、通知期間（退職予告期間）中である場合
- 以下のいずれかから 90 日以内に就労を開始しなければなりません：
 - ビザが発給された時点でオーストラリア国外にいた場合は、オーストラリア到着後
 - ビザが発給された時点でオーストラリア国内にいた場合は、ビザの発給後

健康保険加入の義務 (8501)

482 ビザ保持者は健康保険加入の義務が扶養家族含めた本人に課せられています。

ビザ有効期間中、健康保険を掛け、その負担をする責任があります。

現在、この健康保険に該当するものは‘Overseas Visitor Health Cover’ (OVHC)というものになり、民間会社から選択をして、加入することになります。現在はビザ発給目的のために、「保険加入証明」は提示不要となりましたが、ビザ保持期間中 健康保険加入は義務となっています。

参考： [Department of Health and Ageing](#)

[Private Healthcare Australia](#) --- 各社連絡先 (Medibank / Bupa など)

混乱を引き起こさない (8303)

オーストラリア社会、またはオーストラリア社会内の特定のグループに対して、混乱を引き起こす活動や危害を加えるおそれのある暴力的な行為に関与してはなりません。

例えば、過激な思想に関与またはそれを助長すること、オーストラリア社会の秩序ある運営を妨害することなどが含まれます。